

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った個人情報部分開示決定のうち、別表に記載した部分については開示すべきであるが、その他の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）個人情報の開示請求

審査請求人は、佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 13 条第 2 項の規定により、令和 4 年 3 月 28 日付けで実施機関に対して、「平成 28 年度から平成 30 年度に特定所属が作成、取得した文書の中で特定個人について記載されている文書のすべて」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、本件開示請求について、審査請求人が他の実施機関あて別に行っていた開示請求書及び開示決定等通知書並びに当該他の実施機関が行っていた弁護士への法律相談票及び法律相談結果票を個人情報が記録されている公文書として特定し、令和 4 年 4 月 27 日付けで、条例第 17 条第 1 項の規定により、開示請求書及び開示決定等通知書についてはその全部を開示する個人情報開示決定を行い、弁護士への法律相談票及び法律相談結果票についてはその一部に非開示情報（個人情報、行政内部情報及び行政運営（交渉）情報）が含まれているとして、個人情報部分開示決定を行った。

なお、実施機関は、非開示とした部分のうち、個人情報を理由として非開示とした部分については、審査請求人の主張を踏まえて精査した結果、開示が相当であるとして、令和 4 年 11 月 18 日付けで個人情報部分開示決定の一部を取り消したうえで、改めて個人情報部分開示決定を行っている。

（2）審査請求

審査請求人は、実施機関が令和 4 年 4 月 27 日付けで行った個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 4 年 7 月 27 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書、反論書及び再反論書において概ね次のとおり主張し、本件処分の取消し（非開示部分の開示）を求めている。

- (1) 開示された文書以外にも特定所属から他の実施機関の関係所属あてに送付した正式な文書があるはずである。
- (2) 子供の個人情報には優先して開示すべきものである。また、本人及び子供が既に知っている事務や事業に関する情報であれば、当該情報が開示されたとしても実施機関の審議や事務作業の公正かつ円滑な実施に支障があるとは考えられない。
- (3) 法律相談票は、実施機関等において確認した事実に基づき行われているものであり、未成熟な情報には該当しない。また、法律相談結果票の弁護士の意見は契約に基づき行われるものであり、開示しても率直な意見を失くなるおそれはなく、その内容を開示することのほうが情報公開の趣旨に合致する。
- (4) 既に他の実施機関の関係所属への相談、当該所属からの説明を受けており、実施機関が主張するような交渉は行っていない。また、仮にこの説明が交渉に該当するとしても、その内容は既に知り得ている情報であることから、これらが開示されたとしても、交渉の公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるとは認められない。
- (5) 個人の権利利益を保護するため特に必要があるときは開示できるとされており、裁量的開示に該当する。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書、再弁明書及び再々弁明書において述べている主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 法律相談票及び法律相談結果票の収集、作成及び保管の過程から、個人情報が記載されている公文書の特定は適切に行っている。
- (2) 条例第 14 条第 6 号の該当性の判断は、本人や子供の個人情報が記載されていることによる影響を受けるものではない。
- (3) 法律相談票は、対応方針を決定する前の過程で作成されており、記載の情報は未確定なものであり、その後の意思決定がなされるまでの間は、その過程で変わり得るものであり、そのことを未成熟な情報としている。

- (4) 法律相談票では、審査請求人と他の実施機関の関係所属とが事故後の対応や補償について協議していることが確認できるため、交渉に該当する。また、同票は、当該交渉に当たっての当該関係所属の事実認識及び交渉の対応方針並びにこれらに基づく質問事項が記載されており、これらの情報が交渉の一方の当事者に開示されると、交渉の当事者である当該関係所属の対応方針のみが明らかになり、不当な不利益を受けるおそれがある。
- (5) 審査請求人が主張する裁量的開示をすべき必要性までは認められない。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

(1) 個人情報に記載されている公文書の特定について

本件開示請求に係る公文書は、平成 28 年度から平成 30 年度までに実施機関の特定所属が作成、取得した文書の中で特定個人について記載されている文書のすべてである。

条例第 13 条第 1 項では、個人情報の開示請求については、実施機関の管理する公文書に記録されている自己の個人情報に限り開示請求権を認めている。また、この公文書とは、条例第 2 条第 7 号では、実施機関が作成又は取得をした文書等であって、当該実施機関において組織的に用いるものとして管理しているものとされている。

審査請求人は、実施機関が特定した 2 件の法律相談票及び法律相談結果票のほかにも、実施機関の特定所属から他の実施機関の関係所属あてに送付した公文書等が存在するはずであると主張しているのに対して、実施機関は、他に個人情報が記載された公文書は存在しないと主張している。

この点について、実施機関では、県の業務上発生した諸問題について弁護士に対して相談を行う法律相談票とその相談結果を相談した職員がまとめた法律相談結果票を個人情報が記載された公文書として特定し、また、弁明書において、当該公文書の收受、供覧、保管に至る流れ、すなわち、弁護士に法律相談を行う際の一連の手續等の詳細について説明を行っている。

審査会において、審査請求書の記載及び対象公文書を確認した限りにおいては、実施機関の主張について特段の不自然・不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が行った個人情報が記載されている公文書の特定は妥当である。

(2) 非開示情報への該当性について

条例第 14 条では、個人情報の開示請求があった場合、実施機関は、開示請求に

係る個人情報に同条各号に規定する非開示情報のいずれかが記録されているときを除いて、当該個人情報を開示しなければならないとしている。

実施機関は、本件開示請求に対して、条例第14条第2号、第6号及び第7号に該当する非開示情報が記録されていることを理由として、本件処分を行っている。しかしながら、上述のとおり、審査会に諮問された時点において、条例第14条第2号の個人情報に該当することを理由とする非開示部分については、実施機関において既に取り消され、当該非開示部分は開示されている。

そのため、審査会においては、条例第14条第6号及び第7号への該当性について検討することとする。

ア 条例第14条第6号への該当性

条例第14条第6号は、「県の機関等又は国等の事務事業について県の機関等の内部若しくは県の機関等相互又は県の機関等と国等との間において行われる審議、調査、試験研究等（以下「審議等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」を非開示とすることを定めたものである。また、この「著しい支障が生ずるおそれがあるもの」とは、関係する行政事務に支障が生ずるおそれが抽象的又は一般的にあるというだけでは足りず、そのおそれが客観的かつ具体的に認められなければならない。

審査請求人は、法律相談票及び法律相談結果票に記載された情報のうち既知のもの等であれば事務事業の公正かつ円滑な実施に支障はないと主張しているのに対して、実施機関は、内部での率直な意見交換の妨げとなり、また、未確定な情報でもあるため事務事業の公正かつ円滑な実施に支障があると主張している。

法律相談は、県が行う行政事務における諸問題への対応をその内部において検討する際に弁護士から法的助言を受けるものであるため、その時点の状況や資料に基づき判断するものであることから、非開示となる蓋然性は高いものの、法律相談であることのみをもって、当然かつ一律に非開示という判断となるとまではいえない。

そこで、審査会において対象となる公文書を確認したところ、前述のとおり、法律相談は、県が行う諸問題への対応について、意思決定を行う前のその時点での状況や資料に基づき、様々な観点から検討を行っていく過程の中で、弁護士に助言を求めることにより、諸問題に適切に対応するために行われるのものであった。また、実施機関が非開示と判断した部分のほとんどは、未成熟な情報であって、開示することにより、県民に誤解を与えたり、又は無用の混乱を招くおそれがあるもの、率直な意見交換又は情報交換が妨げられるおそれがあるもの、将来の同種の事務の意思決定に当たっての検討に不当な影響を与えるおそれがあるものであるといえる。

よって、法律相談票に記載されている生徒の進学及び原級留置に関して、保護者及び生徒からの要望が記載されている箇所（別表参照）以外については、条例第14条第6号に該当する。

イ 条例第14条第7号への該当性

条例第14条第7号は、「県の機関等が行う検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験、租税の賦課又は徴収等（以下「検査等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該検査等の若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの」を非開示とすることを定めたものである。

審査請求人は、交渉は行っていない、あるいは、仮に交渉に該当するとしてもその内容は既知のものでありその公正かつ円滑な実施に著しい支障はないと主張しているのに対して、実施機関は、事故後の対応や補償を協議している内容であり交渉に該当すると主張している。

ここにいう交渉とは、最終的な意思決定がなされるまでの間で、相手方等の関係者と協議し、決定するために行われる折衝のことであり、法律相談票及び法律相談結果票に記載のある情報は、その過程にある折衝に当たっての内部的な方針で、極めて可変性の高い情報が記載されているものであり、当該情報を交渉の相手方に開示することは、交渉の当事者である実施機関の地位を不当に害し、交渉の公正かつ円滑な実施を妨げ、交渉に係る事務の適正な遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる。

よって、少なくとも実施機関が交渉に該当するとした部分については、条例第14条第7号に該当する。

したがって、別表に掲げる公文書において、実施機関が非開示とした部分は開示すべきであるが、それ以外の部分について実施機関が行った非開示の判断は妥当である。

(3) 裁量的開示について

審査請求人は、条例第16条の2の規定による裁量的開示に該当すると主張しているのに対し、実施機関はその必要性までは認められないと主張している。

条例第16条の2は、開示請求に係る個人情報に非開示情報（条例第14条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、当該情報を開示する利益が開示とすることによる利益を上回り、かつ、開示することが特に必要と判断されるときに、実施機関の判断により、非開示情報を開示することができるとしている。

本件処分について、裁量的開示を検討すると、上記（2）で判断したとおり、別表において開示すべきとした部分を除き、実施機関が非開示としている部分は、

開示することにより、実施機関等の事務に係る審議等又は同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい仕様が生ずるおそれがある情報であるとともに、県が行う交渉に関する情報で交渉の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがある情報である。

一方で、個人の権利利益を保護するために開示することが特に必要という理由の提示等はなく、その必要性までは認められない。

したがって、非開示とすることにより保護される利益と開示することにより得られる利益とを比較衡量した結果、裁量的開示をすることが適当であると解することはできない。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和4年12月10日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和5年2月10日 (令和4年度第12回審査会)	・ 審 議
令和5年3月10日 (令和4年度第13回審査会)	・ 審 議
令和5年3月23日 (令和4年度第14回審査会)	・ 審 議
令和5年3月30日	・ 答 申

(参考) 調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者 ※令和4年度第13回 及び第14回審査会 のみ参加
實原 隆志	福岡大学法学部 教授	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	※令和4年度第13回 及び第14回審査会 のみ参加
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長

別表

個人情報に記載された公文書	実施機関が非開示とした部分	該当箇所	審査会の判断
平成 29 年 12 月 27 日付けで 供覧を開始した法律相談票	保護者及び生徒からの進学及 び原級留置に関して要望がな されている旨の記載	P 2 の上から 8 ～ 9 行目	開示
		P 2 の下から 6 ～ 7 行目	